

茨城県テニス協会 会則

昭和 35 年 9 月 21 日制定

第 1 章 名称・事務所

(名称)

第 1 条 本協会は、茨城県テニス協会 (Ibaraki-ken Tennis Association. 略称 I B T A) と呼称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を水戸市に置く。

第 2 章 目的と事業

(目的)

第 3 条 本協会は、県内のテニスの普及発展を図り、併せて体位の向上、品位の陶冶、スポーツ精神涵養を資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 茨城県スポーツ協会に加盟し、同協会の趣旨・方針に則り、県民体力の向上と啓蒙宣伝を図り、アマチュア精神を確立する。
- (2) (公財)日本テニス協会、(一社)関東テニス協会に加盟し、同協会の事業に協力する。
- (3) 県内選手権大会及び講習会を開催する。
- (4) その他本協会の目的達成に必要な事業を行う。

第 3 章 組織

(組織)

第 5 条 本協会は、県内に在住又は県内に所属するテニスクラブ、学校体育団体、会社、団体、事業所体育会等をもって組織する。また、本協会の事業を推進するため、支部及び市町村テニス団体を置く。

2 前項の規定にかかわらず、県内に居住又は県内に在勤する個人会員を置くことができる。

第 4 章 役員

(役員)

第 6 条 本協会に、下記の役員を置く。

会長：1名 副会長：若干名 理事長：1名 副理事長：若干名 代表理事：若干名
常務理事：若干名 理事：50名以内（理事長、副理事長、常務理事を含む）
委員長：若干名 監事：2名 事務局長：1名

2 本協会には、下記の役員を置くことができる。

名誉会長: 1名 顧問: 若干名 参与: 若干名 副会長代理: 若干名
理事長代理: 若干名 特命担当役員: 若干名

(会長、副会長及び副会長代理)

第7条 会長、副会長及び副会長代理は、総会において推挙し、選任される。

- 2 会長は、本協会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 副会長代理は、会長を補佐する。

(理事長、理事長代理及び副理事長)

第8条 理事長、理事長代理及び副理事長は、総会において選任され、会長がこれを委嘱する。

- 2 理事長は、代表理事会の議長となり、会長の指示の下に会務を執行する。
- 3 理事長代理は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、会長が指名した理事長代理がその職務を代行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐する。

(代表理事、常務理事及び理事)

第9条 代表理事、常務理事及び理事は、加盟団体の中から総会において選任され、会長が委嘱する。

(委員長)

第10条 委員長は、総会において選任され、会長がこれを委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を執行する。
- 3 副委員長は、会長がこれを委嘱する。

(監事)

第11条 監事は、加盟団体の中から総会において選任され、会長がこれを委嘱する。

- 2 監事は、本協会の会務、会計を監査する。また、代表理事会に出席し意見を述べることができる。

(名誉会長、顧問、参与)

第12条 名誉会長、顧問及び参与は、総会において推挙し、会長が推戴する。

(事務局長)

第13条 事務局長は、加盟団体の中から会長が推挙し、会長が委嘱する。

- 2 事務局長は、本協会の事務を行う。

(役員の任期等)

第14条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期が満了した場合であっても、後任者が選出されるまでの間、その任務を行うものとする。

第5章 会議

(会議の種類)

第15条 本協会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 代表理事会

(総会)

第16条 総会は、本協会最高の議決機関であつて、役員及び市町村テニス団体代表によつて組織し、会長がこれを召集する。ただし、市町村テニス団体代表の総会参加者数は、別に定める。

2 総会は、毎年1回4月に開催する。ただし、必要に応じて臨時にこれを開くことができる。また、総会がやむを得ない事由により開催できない場合には、代表理事会の議決をもつてこれに代えることができる。なお、会長が、会議の議長となる。

3 会長は、会議の議長となる。

4 総会は、この会則に特別の定めがある場合を除いて、2分の1以上の出席をもつて成立する。ただし、出席は委任をもつて代えることができる。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次の事項は、2分の1以上の出席と、その出席者の3分の2以上の賛意を必要とする。

- (1) 会則の変更
- (2) 会則の改正

6 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の改正又は変更に関すること。
- (2) 本協会の事業計画に関すること。
- (3) 予算、決算に関すること。
- (4) 役員選出に関すること。
- (5) その他会長が必要であると認める事項

(代表理事会)

第17条 代表理事会は、会長、副会長、副会長代理、理事長、理事長代理、副理事長、代表理事、常務理事、理事、委員長及び監事等をもつて構成し、総会の議決事項を処理する。

2 代表理事会は、構成委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができる。ただし、出席は、委任をもつて代えることができる。

3 代表理事会は、会長が召集する。

4 理事長は、会議の議長となる。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の設置)

第18条 本協会に委員会及び委員会を統括する部会を設置する必要があるときは、代表理事会の承認を経て、設置することができる。

第6章 加盟及び脱退

(加盟・脱退)

第19条 本協会に加盟及び脱退する団体及び個人は、所定の書式により会長に申請するものとする。

2 会長は、前項の加盟に係る申請を受けたときは、代表理事会に付議しなければならない。
(除名)

第20条 会長は、加盟団体及び個人会員がこの会則に違反し、本協会の目的を著しく反した行為のあったとき又はそのおそれがあるとき、代表理事会に付議し、その議決により除名することができる。

第7章 コンプライアンス

(遵守事項)

第21条 本協会の役員、会員、指導員、審判員及び本協会の主催又は主管する大会に参加する監督、選手等のコンプライアンスに関し、別に定める規程に基づき、公正かつ誠実に事業等を履行するとともに、この法令等を遵守しなければならない。

2 役員及び会員は、常に後進の養成に努めるとともに、事務事業等の引継ぎが生じた場合、速やかにかつ誠実に実施し、当該事務事業等の円滑な遂行に努めなければならない。

第8章 会計

(収入)

第22条 本協会は、下記に掲げる収入で運営する。

- (1) 加盟団体の分担金、団体に加入した会員及び個人会員の登録料
- (2) 各種補助金又は助成金
- (3) 寄付(賛助会費、冠大会及び大会協賛金等)
- (4) 競技会収入
- (5) その他

(分担金及び登録料の納入)

第23条 本協会の分担金及び会員登録料は、別表に定める額を毎会計年度の4月末日までに納入するものとする。ただし、5月以降に加盟又は加入する者にあつては、入会の際、別表に定める額を全額納入するものとする。

(会計年度)

第24条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 その他

別表（第23条） 分担金及び会員登録料

<p>(1) 18歳未満で構成する団体</p>	<p>分担金 無料 会員登録料 一人につき ジュニア 1,000円</p>
<p>(2) 学校教育団体 ア 小学校、中学校、高等学校において 当該学校長が認める部、クラブに限る イ ア以外の教育団体の部、クラブ</p>	<p>分担金 10,000円 会員登録料 無料 分担金 10,000円 会員登録料 一人につき 500円</p>
<p>(3) 第1号及び第2号以外の会員 (分担金有無のいずれか選択をする) ただし、会員数5人以上する</p>	<p>分担金 16,000円 会員登録料 一人につき 一般 1,000円 ジュニア 500円 分担金（無） 会員登録料 一人につき 一般 2,000円 ジュニア 1,000円</p>
<p>(4) 個人会員</p>	<p>会員登録料 e-mail 会員 3,500円</p>

第16条第1項 ただし書き

市町村テニス団体代表の総会参加者数は、加盟数により下表のとおりとする。

(市町村テニス団体) 加盟数	総会参加者数	備 考
7団体まで	1名	
14団体まで	2名	
21団体まで	3名	
28団体まで	4名	
35団体まで	5名	
35団体以上	6名	